

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年10月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第49号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第14条都市企画部の款都市計画課の項第12号を同項第15号とし、同項第11号の次に次の3号を加える。

- (12) 特殊地下^{ごう}壕の安全対策に関する事。
- (13) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関する事。
- (14) 工事用材料等の現場検収に関する事。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)